

現場代理人の兼務について

現場代理人については、現下の厳しい社会経済情勢を踏まえ、受注機会の拡大を図るため、兼務することができる工事の範囲を次のとおり変更することとし、令和5年4月以降に契約する建設工事に適用することとしますのでお知らせします。

記

1. 変更となる工事の範囲

現 行	変 更 後
当初請負金額が 3,500 万円未満であること	当初請負金額が 4,000 万円未満 であること

2. 変更後の対象

下記の条件をすべて満たす工事について、合計3件まで現場代理人の兼務を認めることとします。

- (1) 姫路市の発注する工事であること。
- (2) 当初請負金額が **4,000 万円未満**であること。
※合併入札においては、それぞれの請負金額ではなく合計請負金額で判断します。
- (3) 兼務させる現場代理人が、他の工事で専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。
- (4) 請負者の所在地及び施工場所が姫路市内であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。
- (6) 工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと。
- (7) 携帯電話や連絡責任者の配置等にて、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること。

3. 適用

令和5年4月以降に契約する建設工事

4. 兼務の取消し

工事現場の運営または安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不相当と認められる場合は、兼務の取り消しを行いますので、新たに現場代理人を配置してください。

5. その他

上記の条件において、現場代理人の配置が出来ない場合については、入札を辞退してください。